

①～④に必要事項をご記入ください。

納税証明交付申請書(郵送用)

(宛先)上尾市長

令和 年 月 日

① 申請する人(免許証などの本人確認書類を提示してください)

(注意)住所は建物名や部屋番号などを含めて正確に記入してください。

住所	<input type="checkbox"/> 埼玉県上尾市
ふりがな	
氏名	(電話 - -)
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
証明してほしい人との関係	1. 本人 2. 上尾市内で同一世帯の親族 3. 相続人(要戸籍謄本等) 4. 代理人(要委任状) (注意)・継続検査(車検)用納税証明の申請には委任状は必要ありません。 ・継続検査用を除く法人の証明は、代表者印の押印か会社からの委任状が必要です。

② 証明してほしい人(どなたの証明が必要ですか)

(注意)・固定資産税関係の証明については、当該年の1月1日現在の所有者の住所・氏名(所在地・法人名)をご記入願います。

・法人市民税並びに滞納処分に係る証明書は納税課でご申請ください。

現住所(所在地)	<input type="checkbox"/> 申請する人と同じときは✓点	法人のみ Ⓜ (継続検査用は不要)
ふりがな		
氏名(法人名) ①に記載の方と他の方の証明書を同時に取得する場合、☑をした上で他の方の氏名・生年月日をご記入下さい	<input type="checkbox"/> 申請する人と同じときは✓点	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
上尾市に住んでいたときの住所(課税基準日の住所)	上尾市から転出した人で、現住所が上尾市でない人は記入してください。 上尾市	上尾市に住んでいたときの姓 ※ 転出した人で、現在と姓が異なる場合に記入

③ なにが必要ですか(必要なものの番号に○、該当のものに☑をし、枚数を記入してください)

1	納税証明書 直近4年度分が発行可 継続検査(車検用)は有効な期限の内容に限り発行可	<input type="checkbox"/> 市県民税(個人) 令和()年度 通
		<input type="checkbox"/> 固定資産税 都市計画税 令和()年度 通
		<input type="checkbox"/> 国民健康保険税 税申告用の証明書は納税課で発行します 令和()年度 通
		<input type="checkbox"/> 軽自動車税 (車両番号:大宮) 令和()年度 通
		<input type="checkbox"/> 軽自動車税 継続検査(車検)用 (車両番号:大宮) 通
2	市税に未納がないことの証明書 通	

④ 証明書の使用目的(該当のものに☑をしてください)

他機関に提出 (<input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 県・市区町村 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> 入国管理局)
諸手続で使用 (<input type="checkbox"/> 公営住宅等 <input type="checkbox"/> 税申告 <input type="checkbox"/> 車検 <input type="checkbox"/> 車の売買・名義変更) <input type="checkbox"/> その他 詳細を右欄にご記入ください。()

■請求に当たっての注意事項

証明書を申請できるのは、原則として本人または同一世帯の人(住民票上の縁故者及び同居人を除く)に限ります。

※ 同一世帯の人であっても、現在市外に住所がある場合にはそれぞれの本人確認書類または委任状が必要です。

■お送りいただくもの(次の4点をお送りください)

① 申請者の本人確認書類の写し

(1点でよいもの) 運転免許証、パスポート、在留カード、個人番号カード(写真付)、他官公署発行の証明書(写真付)

(2点以上必要なもの) 健康保険資格確認書、介護保険証、後期高齢者医療資格確認書、年金手帳など

② 返信用封筒(返信先を記入し、料金分の切手を貼ったもの)

③ 手数料(証明書1通200円) ※ 定額小為替証書をご用意ください(ゆうちょ銀行で購入)。収入印紙や切手では受付できません。

※ 軽自動車税 継続検査(車検)用 納税証明は無料です。 ※ 定額小為替証書を購入する際には別途料金がかかります。

④ この申請書

《ご注意ください》

申請者や申請内容によって、その他の書類(委任状、疎明資料等)も必要になる場合があります。事前にお問い合わせください。

※ プライバシーの侵害などにつながるような不当な目的に利用するための請求には応じられません。

偽りその他の不正手段により交付を受けたときは、法律により処罰されることがあります。